



**JASDAQ**

平成 21 年 10 月 23 日

各 位

グラウンド・ファイナンシャル・アドバザリー株式会社  
代表取締役 佐藤 明彦  
(JASDAQ・コード番号：8783)  
問い合わせ先 取締役 平野 公久  
電話 03-5532-1031

## 中銀<sup>りっし</sup>律師®事務所との中国関連事業に係る業務提携及び

### 合併会社設立の基本合意に関するお知らせ

～「金融モール」展開における「助言機能」の拡充を目指して～

当社は、本日開催の取締役会において、中銀<sup>りっし</sup>律師®事務所（以下、中銀<sup>りっし</sup>律師）との間で、中国関連事業に係る業務提携及び合併会社の設立に関する基本合意書を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 基本合意締結の理由

当社は、平成 21 年 10 月 2 日付「21 世紀アセットマネジメント株式会社の株式の取得（子会社化）及び新規事業の開始に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、「金融モール」（\*）の実現及び充実に積極的に取り組んでおります。

こうした中におきまして、当社は「金融モール」の機能の 1 つである助言機能（資金調達、M&A、事業拡張、事業再生等）の拡充に資する取り組みとして、中銀<sup>りっし</sup>律師との間で、中国関連事業の展開を目的として、中国関連事業に係る業務提携及び合併会社設立に関する基本合意書の締結を行うことといたしました。

これは、中銀<sup>りっし</sup>律師が日本国内における業容拡大のための提携先を探していたこと、また、当社の「金融モール」構想のもと、助言機能の一翼を担うパートナーとして参加することにご賛同いただいたことによるものです。

中銀<sup>りっし</sup>律師は、1993 年に設立された法律事務所で、中国において最も早期に当局によって公認された法律事務所の一つです。特に、ファイナンス・証券及び国際取引に特化したプロフェッショナルな法律事務所として法曹界及び金融業界における高い評価を得ており、昨年合併によって総合力を強化し、ファイナンス・証券に関する法務サービス、法務リスクマネジメントを主要サービスとしながら、コーポレート、不動産、国際投資、知的財産権、紛争解決のサービスも手掛けております。

また、中銀<sup>りっし</sup>律師は、中国内外のグローバルな顧客に対して法務サービスを提供しており、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、中国語による法務サービスのニーズに対応しており、40 以上の産業分野における中国内外の数千社に及ぶ実績があります。

この度の基本合意に基づく業務提携を進めることで、「金融モール」において、中銀<sup>りっし</sup>律師の持つ強力なネットワークを背景とした質の高い法務サービスを、中国圏において事業展開をしている（あるいは予定している）日本企業に対して提供していくことが可能となります。また、21 世紀アセットマネジメント株式会社など「金融モール」の運用機能を担う会社が、中国企業向け投資ファンド等を組成する場合においては、これに関する助言サービスを受けることが可能となります。

当社は今後も引き続き「金融モール」の展開及びその拡充に向け努めて参ります。

\*「金融モール」とは、金融に係る業務に携わる企業のうち、専門性・独自性を持ち、良質な金融商品・サービスを提供し得る個別企業（あるいは専門子会社）が持つ機能をモール内に集約し、一定の規模と能力を備えた企業グループを形成した上で、①顧客に対しては適切に選択された良質な金融商品・サービスを提供し、②個別企業においては相互の有機的機能補完をおこなうことで業務の効率化を図り、業容拡大を目指す金融ビジネスを展開するための新たなビジネスモデルであります。

「金融モール」に集約される機能としては、①金融商品の製造・組成機能、②金融商品に係る運用機能、③金融商品の販売機能、④助言機能（資金調達、M&A、事業拡張、事業再生等）があります。

## 2. 中銀律師の概要

(1)	商号	中銀律師@事務所	
(2)	本店所在地	北京市朝阳区东三环北路 38 号院北京国际中心 3 号楼 16F	
(3)	代表者の役職・氏名	代表 趙曾海 日本代表 宿 曠	
(4)	事業内容	法務助言	
(5)	設立年度	1993 年	
(6)	ホームページ	<a href="http://www.zhongyinlawyer.com/">http://www.zhongyinlawyer.com/</a>	
(7)	当社との関係	資本関係	記載すべき資本関係はありません。
		人的関係	記載すべき人的関係はありません。
		取引関係	記載すべき取引関係はありません。
		関連当事者への該当状況	記載すべき事項はありません。

## 3. 業務提携及び合弁会社設立に関する基本合意の内容

### (1) 下記業務の相互協力及び推進

< 1 > 中国経済圏へ事業進出した（あるいは事業進出を予定する）日本企業に対する、法務助言、紛争解決等の助言サービス業務

< 2 > 中国企業に対する投資事業に係る助言業務

### (2) 上記業務推進のための合弁会社を日本に設立

\*合弁会社設立のスケジュールにつきまして現時点で未定でございますが、確定次第ただちにお知らせいたします。

## 4. 日程

平成 21 年 10 月 23 日 基本合意書締結

## 5. 今後の見通し

今期業績に与える影響につきましては、現時点で未定でございますが、確定次第ただちにお知らせいたします。

以上